



一般名処方とは？

ここ最近、処方箋の記載方法が少し変わっていることにお気づきの方も多いのではないでしょうか。薬の名前の前に【般】という文字が入っているのを多く見かけませんか？

厚生労働省の推進で、院外処方（医療機関で処方箋を受けとり、外の調剤薬局にこれを渡して薬をもらう）の場合、^{*}後発品の存在する医薬品に対して一般名処方が行われることになり、既に多くの医療施設でスタートしています。

医薬品名称の先頭に【般】という文字が一般名処方の印として入っていることが多いので、処方箋をもらったらすぐに見つけられると思います。

「一般名って何？」と思われる方も多いと思いますので、簡単にですがご紹介します。

これまでは、『製薬会社が独自につけたお薬の名前（＝商品名）』で処方を行う商品名処方が通常でした。それに対してこの一般名処方は、お薬の効果を表している『有効成分の名前（＝一般名）』で処方を行うことをいいます。

例えば、胃酸の分泌を抑制する「ガスター錠」というお薬がありますが、これは商品名であり、その一般名は「ファモチジン」といいます。これまでは、処方箋に「ガスター錠10mg」と表記していましたが、一般名処方では、「【般】ファモチジン錠10mg」となります。

一般名で処方すると、先発品の「ガスター錠10mg」はもちろん様々な製薬会社から発売されている後発品の中から、調剤薬局の薬剤師と相談して選択することができます。

つまり、一般名処方されたお薬については、今まで飲んでいたものと同じお薬を選ぶこともできますし、成分が同じ複数のお薬の中から先発品・後発品に関わらず自由に選ぶこともでき、患者さんの選択肢が大きく広がったということになりますね。

病院でこのような処方箋をもらったときには、調剤薬局でぜひ相談してみてくださいね。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同等の効果を持つものとして、厚生労働省から認可を受けた医薬品です。



聖隷横浜病院 薬剤課 菅原 裕美

